

●9月25日に加味根史朗議員、26日に山内よし子議員、光永敦彦議員がおこなった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

かみね史朗	一般質問	1
山内よし子	一般質問	7
光永敦彦	一般質問	13

9月定例会 一般質問

かみね史朗(日本共産党・京都市右京区)

2013年9月25日

京丹後市経ヶ岬へのXバンドレーダー米軍基地設置について

【かみね】日本共産党のかみね史朗です。通告いたしました諸点について知事、並びに関係理事者に質問いたします。

まず、京丹後市への米軍レーダー基地の設置についてです。知事は、代表質問への答弁で「安心安全について国が責任を持って対応するとの回答を」行ったことなどを理由に、米軍基地設置に協力する旨表明しました。しかし、安心安全が確保されたとは到底言えるものではありません。

第一に、知事が防衛大臣に9月10日に要請した中で、「ミサイルに対する防護体制に万全の体制をとること、テロなどへの警戒・警備体制に万全を期すこと」と求めています。そのこと自体、米軍レーダー基地ができれば、ミサイル攻撃の標的になり、ゲリラ攻撃やテロの危険が生まれることを認めています。

しかも、7月17日付けの近畿中部防衛局の回答で、「迎撃に必要なミサイルの情報をより正確かつ多く得られることで、弾道ミサイルから日本を防衛するに際して、より万全を期すことができる」と答えています。ミサイル攻撃から、住民の安全を完全に保障することは明言できないのです。

7月に発表された「防衛力のあり方検討に関する中間報告」では、米軍レーダー基地について、「弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が行われる可能性」があることを強調しています。これに対して、「警備のための増員を行う」ことが要請されていますが、これで防げる保障もありません。

そこで質問しますが、知事は、ミサイル攻撃とゲリラ攻撃の危険は100%なくなると住民のみなさんの前で断言できるのですか。いかがですか。

軍事的対応でなく平和的外交での解決を

【かみね】米軍のレーダー基地をつくったからと言って、北朝鮮は核兵器の開発やミサイル発射をやめることにはなりません。逆に在日米軍基地を強化し、京都に米軍基地を増やし、日米軍事同盟を強化すればするほど、北朝鮮を刺激し軍事的緊張は高まるばかりであり、何の解決にもなりません。

北朝鮮問題を解決するためには、軍事的対応や戦争ではなく、粘り強い外交努力しかないではありませんか。北朝鮮と韓国の間で工業団地の再開で一致する状況が生まれており、6カ国協議を再開させ、外交的に解決していく可能性は現実に存在しています。知事には、北朝鮮問題の外交的な平和解決の考え方はないのですか。この際明らかにして下さい。

米軍関係者による事件・事故発生は許されない

【かみね】第二に、政府への要請で「米軍関係者による事件・事故の未然防止に総力を挙げて取り組むこと」を求め、防衛省から努力すると約束してもらったといいますが、それで住民はどうして納得できるのですか。米軍基地がある町では、殺人や婦女暴行など米軍兵士による犯罪や事件、事故が絶えません。多くの自治体や住民が、防衛省や外務省に「事故の再発防止」を求めても、米軍には全く届かない事例が頻繁に繰り返されています。戦後間もなく京丹後に米軍基地ができた時、米軍人による犯罪、事件が発生したといわれています。そんな危険を子どもたちや孫の代に引き継いではならないというのが、住民のみなさんの切なる思いであります。知事は、政府への要請で「万が一、事件・事故が発生した場合は、政府が責任を持って適切な措置を講じること」を求めています。一件の事件・事故が発生すること自体、住民のみなさんは、許されないと考えているのです。住民のみなさんの思いをどう考えているのですか。お答えください。

オスプレイ飛来・演習の懸念が

【かみね】第三に、米軍レーダー基地ができれば、自衛隊ヘリポートを使って、頻繁に米軍のヘリコプターが飛来し、オスプレイも飛来する可能性があるのではありませんか。沖縄では、米軍のヘリコプターが墜落し、改めて米軍基地を抱える危険性を浮き彫りしました。しかも、地位協定によって、日本の警察や市町村が立ち入り調査もできませんでした。京丹後に米軍基地ができれば、米軍のヘリコプターの墜落事故まで心配しなければならぬことになるのではありませんか。この点はどのように認識しているのか。明らかにしてください。

経ヶ岬の配備は米軍基地の拡大強化と日米軍事同盟の強化

【かみね】第四に、この米軍基地の建設が何を意味するのか、最近の安倍内閣の動きと合わせて考えれば、その危険性は明らかです。安倍内閣は、集団的自衛権の行使に踏み切ろうとしており、アメリカ軍と一緒に海外で軍事行動、戦争ができる日本に変えようとしています。

すでに6月に自民党が提言した「新防衛計画の大綱策定にかかる提言」で「ミサイルの脅威に対する抑止力を強化する観点から我が国独自の打撃力、敵地攻撃能力の保持を検討する」。つまりミサイル発射基地を先制攻撃することまで検討しようとしています。そして、そのために自衛隊に海兵隊機能をもたせる。今年度の防衛省予算で水陸両用装甲車4両を購入する、2015年には自衛隊にオスプレイまで導入することまで明らかになっています。

さらに、この10月に滋賀県高島市の自衛隊あいば野演習場で、本土で初めてのオスプレイを使った日米軍事演習をおこなうことが明らかになりました。知事は、関西広域連合の一員として、関西をはじめ全国の演習場や民間空港などでオスプレイの実動訓練を求めるという重大な役割を果たしています。

このような動きを合わせて考えれば、京丹後への米軍レーダー基地の建設は、在日米軍基地の拡大強化と日米軍事同盟の強化の重要な一翼を担うものであり、京都を戦争準備の拠点に変えようとするものではありませんか。いかがですか、お答えください。

米軍のレーダー基地設置について 知事の答弁

【知事】米軍のレーダー基地設置についてであります。すでに北朝鮮そしてその労働党の機関紙は日本も核攻撃の対象となる攻撃対象としては具体的に東京、大阪、名古屋、京都の5都市を挙げているわけでありまして、原子力発電所も攻撃対象としているわけでありまして。私たちはそうした場合に備えるために、いまどういう形できちっとした体制をとるかということを考えておりますので、その全体を考えていただければありがたいと思います。

北朝鮮との関係で言えば、もちろん外交的な平和外交が大前提です。それを尽くすということはこれはもちろんのことです。問題は備えなき外交というのは単に懇願になってしまう。

私たちはやっぱり備えあれば憂いはないという立場にたちます。ここは自衛隊の解消目指す共産党のみなき

んとはちょっと考え方が違うところであります。それはご理解いただきたいと思ひます。

私たちはやはり、自衛力防衛力は必要だというなかで、今回考へているわけであり、この中でレーダーの追加配備、我が国の守りを固めることは京丹後市を始め京都府民を守る観点の情勢、それに対して私たちは不安を解消するためにいろいろの措置について確認をしてきたというのが私どもの考へ方です。そこが正直いって考へ方が違ふと思ひます。

事件・事故につきましては、地元区長さんから未然防止の徹底について要望や発生した場合の対処が不安との声を聞いているところでありまして、未然防止策につきましては国、米軍、関係自治体、警察、地域住民の代表などによって構成いたします、事件事故防止のための連絡会を設置した上で交通ルールの講習など国の責任において徹底的に行っていただく。その中で事故などの万が一発生した場合については住民のみなさんの負担とならないように、これは国が責任を持って対応していくとの確約を得ているわけであります。

交通事故は平成 24 年一年間だけで京都で 12371 件も起きているわけでありまして、車が走ればこれは統計的には交通事故は起こる可能性があるということでありまして、すべての車を止めるわけにはいきませんので、そうしたなかで安全を図っていくことだと思ひております。

航空自衛隊の経ヶ岬の分屯基地のヘリコプターというのはこれは自衛隊の専用ヘリポートであります。ヘリコプターが落ちこちるのは危ないというのはドクターヘリだって危なくなってしまうので、それはきちっとした形で安全を担保していく、守っていくということで努力をしていかなければなりません。そのなかで、オスプレイは来るという話は、これは利用する話はないと説明を受けています。

京都を戦争準備の拠点に変えようとするのか、「防衛」、備えるというのは当たり前だと思ひておりますので、防衛として備えること自身、戦争準備になるというのは正直理解できません。それは自衛隊解消目指す共産党のみなさんと私たちは自衛隊は戦争準備じゃないと思ひておりますので、その点については根本的に話はかみ合わないなと思ひております。

Xバンドレーダーは北朝鮮による、相次ぐミサイル発射と日本の周辺環境、とりわけ安全保障環境の変化を踏まえて、弾道ミサイルの防衛に万全を期するために配備でありまして、その上にたつて私たちは北朝鮮に対して理性を求め核の撤去を求めていく、そういう外交努力を積み重ねていくべきだというふうに考へているところではあります。

知事の言う「備えあれば憂いなし」は軍事的緊張を高めるだけ 再質問

【かみね・再質問】安心・安全の問題につきましては住民のみなさんが心配をしているところであり、全国の米軍基地を抱える自治体の実態をみなさん知っておられるわけではあります。それが故に基地ができるがゆえの基地被害、これを心配しておられるわけで、その安心・安全は国がいくら責任を持つと言つたって、全国で絶え間なく発生をしているわけですから、その安心・安全を確保できる保証はどこにもないというのが実態だとしっかり見つける必要があります。

備えあれば憂いなしという話をされましたけれども、備えていくことが軍事的緊張を高めるということになるのではないのでしょうか。昨日の京都新聞の一面に、中国当局が京丹後への米軍レーダー基地の設置について、京都府が受け入れを正式に表明したことについて公式に懸念を公表しております。「地域の平和と安定に無益だ」とのべ、「北朝鮮の核やミサイルの脅威を理由に、一方的にミサイル防衛システムを構築することだ、グローバルな戦略上のバランスにもマイナスの影響を及ぼす」と批判している。知事はこの指摘をどう受け止めるか。中国や東アジアの国々が在日米軍基地の強化を進めることに対して懸念を表明している。このことについてどう受け止めておられるのか聞いておきたい。

もう一点、知事が関西広域連合の一員として関西における日米共同実動訓練に関して緊急要請を行った件です。成宮議員への答弁で知事は、沖縄県の基地負担の軽減を全国的な課題として進めるべきということをや要請したということですが、要請文の中身では、「実動訓練の場所の選定にあたっては、日米地位協定に規定されている演習場に限定せず、その他の演習場や空港なども含め検討すること」を求めている。そこで聞きたいのですが、その他の演習場や空港とはどこを指しているのか、この考へ方からすれば、府内の自衛隊の演習場も実動訓練の場所にしてもよいということなのか、また、京丹後の自衛隊経ヶ岬基地にあるヘリポートも対象に

してよいということなのか、再度お伺いします。

沖縄の負担軽減は全国民で考えること 知事再答弁

【知事・再答弁】先ず中国の指摘であります、多分アジアで軍備力を一番増強しつつあるのは中国ではないのかというふうに思います。そういったことを両方鑑みてきちっと軍縮に向かつての話し合いを進めることが必要なのでありまして、一方的にどちらかを非難するべきでは私はないと私は思っております。まさにそういう中で我々は未来を指向していくべきだと思っております。もう一つの点であります、どこを対象にしたということではなくてまさに沖縄の基地の軽減の負担の問題については全国民で考えるべきだ。今沖縄がどういう状況にあるのか、さりとて日米軍事のなかで基地を増やせとか訓練を増やせとか言っているわけではありませぬ。そこはきちっと考えていただきたいのですが、その上で沖縄の負担をどうやって減らすのか、自分さえよければみたいな考え方は取らない、というのが関西広域連合の立場であります。

軍縮というなら米軍基地の協力は撤回を

【かみね】軍縮の考えを知事はお持ちだというのは当然だと思うのですが、軍縮こそ東アジアに必要なのであって米軍基地を京都に作り、在日米軍基地を増やしていく、そして全国にオスプレイなどの日米軍事演習を拡大していつていると。いうのが現実であります。そういう動きは軍縮とは言えません。軍備拡張・拡大ということになりまして、これが東アジアの緊張をもたらしているのもあって、いまこそ軍縮という観点からも丹後への米軍基地の建設はやめるべきだ。軍事的緊張を高めることは東アジアの平和と安定に無益であるということ認識すべきでありますし、住民の命と安全にかかわる危険が常につきまとうこととなりますから、危険な米軍基地の建設に協力するとの表明はぜひ撤回するように強く求めておきます。そして、オスプレイの実動訓練を府内をはじめ、関西と全国に広げることを事実上求める、こういう知事の姿勢も極めて重大であり、その撤回を強く求めて、次の質問に移ります。

すべての障害のある人たちの意見を反映させた障害者総合福祉法の実現を

【かみね】次に、障害者対策についてです。第一に、自立支援法違憲訴訟団と国が、2010年1月7日に交わした「基本合意文書」と障害者制度改革推進会議・総合福祉部会が、2011年8月にまとめた「骨格提言」に基づく障害者総合福祉法を実現する問題についてです。

障害者を先頭とする国民運動によって実現した「基本合意文書」と「骨格提言」は、前の民主党政権によって乱暴に踏みにじられ、障害者自立支援法を一部改正しただけの障害者総合支援法が強引に成立させられました。そして、安倍内閣のもとで今年4月に施行となりました。

しかし、「基本合意文書」と「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法の実現を求める障害者のみなさんや関係団体の運動は、ますます大きく発展しています。

「基本合意文書」は、これに基づき各地方裁判所で和解を成立させたもので、法律的な義務を定めた法的な約束です。改めて「基本合意文書」を紹介しますと、障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止し、速やかに応益負担制度（定率負担制度）を廃止すること。また、新たな障害者総合福祉制度は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援することを基本とすること。新しい福祉制度の構築においては、次の障害者自立支援法の問題点を踏まえて対応すること。一つは、どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるようにすること。二つに、収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。三つに、介護保険優先原則を廃止することなどです。

国は、基本合意の中で、障害のある人たちの意見を反映させて、新しい法律を作ると約束しました。そして、そのために障害者制度改革推進会議を作り、その中の総合福祉部会において、新しい法律の根本となる骨格提言を定めました。この骨格提言を守らなければ、基本合意を守ったことにはなりません。

現在の「障害者総合支援法」では基本合意は実現されていません。例えば、障害者が普通に暮らすためのサ

ービスを、障害者自身が負担しなければいけないという仕組みは依然として変わっていません。急を要する重大な課題とされた低所得者の自立支援医療費の負担も何ら解消されていません。家族単位で収入認定を行う家族責任の問題、65歳以上の障害のある人は介護保険制度が優先され、負担が残ってしまう問題もあります。さらに、生活に十分なサービスを受けることを制限する「障害程度区分」も残されたままですし、地域で自立した生活を営むためのサービスについての保障もされないままです。加えて、「障害者」の定義も限定され、制度の「谷間」にある人たちが取り残されています。障害者施設の収入認定が日割り方式という問題点もあります。

国は、「基本合意」「骨格提言」に沿った障害者総合福祉法を立案し、提出すべき義務を負っています。安倍内閣に変わった政治的な変化に左右されるものではありません。

そこで質問します。「障害者総合支援法」は、今後3年間で見直していくとしています。知事は、「障害者総合支援法」の問題点をどのように考えていますか。「基本合意」と「骨格提言」にそった障害者総合支援法を実現するために、知事として努力すべきであると考えますが、いかがですか。当面、家族単位で収入認定する問題や自立支援医療費の負担軽減などはただちに改善すべきです。府独自に改善策を講じることを積極的に検討すべきですが、いかがですか。

第二に、障害者の二次障害の対策についてです。今年の第17回肢体障害者全国交流会は、「語り合おう 安心・安全・健康でゆたかな暮らし、明日への一歩をつなぐために」というテーマで開催されますが、そのメインテーマが二次障害となっています。

二次障害とは、成人障害者、とくに脳性マヒの人に見られる既存の障害（一次障害）の増悪や、あらたに出現した障害のことで、しばしば動作能力の著しい低下をとともないます。

脳性マヒで重度の身体障害をもつFさんは、現在78歳で同じく肢体障害の奥さんと暮らしておられますが、60歳代から身体の硬直などから頸椎の痛みとしびれが激しくなり、頸椎の手術を行いました、痛みとしびれが収まらず苦しんでいます。現在、生活援助の介護サービスと週1回のリハビリ訓練や週2回の入浴サービスなど訪問看護サービスを受けています。Fさんは、リハビリ訓練をもっと受けていれば、二次障害がここまでひどくならなかったのではないかと、これ以上悪くならないように週1回のリハビリ訓練をもう少し増やしてもらえるとありがたいと話しておられます。

私の友人で60歳前の重度の身体障害をもつ方が数人いますが、その人たちも既存の障害の悪化と二次障害に苦しみ、50歳代初めまで出来たことができなくなり、食事づくりに2時間以上もかかるなど日常生活の困難が増幅しています。

障害者にとって、既存障害の悪化と二次障害は、やむを得ないもののように思われがちですが、医療やリハビリ訓練、食生活の改善、適切な労働などの継続的で総合的な支援をおこなうことによって、その現れを遅らせたり、悪化を防いだり、動作能力を維持することは可能です。本府の第3期障害者福祉計画の中で、障害福祉サービスとして介護給付、訓練等給付を行うことになっていますが、既存障害の悪化と二次障害の解消や軽減にとりくむことは特別に位置付けられていません。

そこで質問いたします。一つは、障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、本府が国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出す必要があると思いますが、いかがですか。

二つには、障害を持っている人の既存の障害の悪化や二次障害を防ぐためには、障害者一人ひとりの状況を保健所や市町村などの行政機関が把握し、障害者自立支援サービス事業所、介護保険事業所など関係団体とともにネットワークをつくって支援のあり方を検討し実行していくことが求められると思いますが、いかがですか、お答えください。

三つには、二次障害の防止・改善のために、特にリハビリ訓練が重要ですが、サービスの上限を超えれば、全額負担となるため、十分なリハビリ訓練が受けられないのが現実です。リハビリ訓練などの支援サービスや介護サービスがその人にとって必要な量をしっかりと保障していく制度構築が必要であり、国に制度改善を求めるとともに、府独自の対策を講じるべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

第三に、日常生活すべてを支援できるヘルパー派遣制度の実現についてです。この要求については、今全国で署名運動が取り組まれています。肢体障害者が生きていく上で、日常生活を支えてくれる「ヘルパー派遣制度」はなくてはならないものです。しかし、障害者総合支援法や介護保険制度でのヘルパー派遣は、生活全般

を支える制度となっておらず、利用範囲の制限がたくさんあります。

とくに、病院の中での院内介助や入院中のヘルパー派遣は認められていないことから、安心して医療を受けられない実態があります。

肢体不自由のSさんは、現在 61 歳で一人暮らしをしています。既存の障害が重くなり、家の中で倒れて足を骨折し1カ月間入院しましたが、ヘルパーに着替えをもってきてもらうことも選択してもらうこともできず、ましてや自宅の冷蔵庫の処分なども頼むことができず、自分で着替えを取りに帰らざるを得ませんでした。

障害関係団体が一致して国に意見を出した総合福祉部会の骨格提言では、医療的ケアの充実ということで、入院中においても、従来より継続的に介助し、信頼関係を有する介助者、ヘルパーによるサポートを確保し、地域生活の継続を可能とするという改善策が示されています。

また、骨格提言では、重度訪問介護の発展的継承によるパーソナルアシスタンス制度の創設が提唱されています。これは、重度訪問介護の利用に関して一律にその利用範囲を制限するしきみをなくす。また、決定された支給量の範囲であれば、通勤、通学、入院、一日の範囲を越える外出、運転介助にも利用できるようにする。また、制度利用等の支援、見守りも含めた利用者の精神的安定のための配慮等もパーソナルアシスタンスによる支援に加えることが提案されています。

このように骨格提言で示されたヘルパー制度の改善をはかり、日常生活すべてを支援できるものにしていくべきであります。この点についても、国に改善を求め、府独自に対策を講じるべきであると考えますが、知事の御所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。ご静聴誠にありがとうございました。

「障害者総合支援法」の課題は認識

安心して生活できるよう障害者施策の推進に全力上げる

【健康福祉部長】障害者対策についてですが、本年4月1日に施行された「障害者総合支援法」は支給決定やサービス体系のあり方など障害者制度改革推進会議総合福祉部会の提言内容等が十分反映されたものとなっていないことや、これらの対応について今後の検討にゆだねられていることなど、課題があることを認識しております。このため京都府では全国知事会とも連携し、障害当事者を始め事業者や地方自治体の意見を十分聞いた上で、将来に渡って持続可能で障害者の生活実態に則した効果的な支援制度となるよう国に強く働きかけているところであります。

また、利用者の負担軽減につきましては京都府では全国に先駆けて一定所得以下の方々を対象とした、府独自の軽減措置を実施しているところでありますが、今後とも利用者負担のさらなる軽減に向けて国に働きかけてまいります。

また、二次障害の防止等にはリハビリ訓練が大変重要であることから、現在リハビリテーション充実に向けたアクションプランの改定作業を進めているところでありますが、今後、福祉や医療現場の方々のご意見も十分お聞きし、現場の実態に則した総合的な支援方策を検討するとともに、保健所、市町村、医療関係とのネットワークをいっそう強化し、効果的な事業展開に努めていきたいと考えております。

あわせて、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる仕組みとなるよう支援制度の充実に向けて引き続き強く働きかけてまいります。

また、入院中のヘルパー派遣などについては重度障害者等に対し十分な対応ができていないことから、京都府ではこれまでから国に対して障害のある方々が十分なサービスを受けられよう強く働きかけているところであります。

また、国の基準を超えるサービスを提供している市町村に対し、財政支援を実施しているところでありますが、今後とも障害のある方々が安心して生活できるよう障害者施策の推進に全力上げて取り組んでまいります。

日本共産党の山内よし子です。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に伺います

子ども発達支援センターなどの施設への支援

府内どこに住んでいても安心して子育てできる環境の整備を

【山内】まず子ども発達支援センターについてです。

子ども発達支援センターは多くの保護者の願いが実って10年前に開設されました。障害のある、あるいは発達の遅れがある子どもの相談、診断、検査等を通じて早期発見、早期治療につなげ、継続的にリハビリや支援を行っている、府のこどもの療育の中核施設です。

マイペースで集団行動についていけない子や、自尊感情が低い子どもたち、人の気持ちがわかりにくいといった相談が多く寄せられ、専門的なアプローチを行っています。原則として親子通園で、給食を一緒にとったり、一緒に療育の場に参加したりと、子どもだけでなく、親を支える場所にもなっています。

通園は山城地域全域から、また診察は、京都府内はもちろん、奈良や大阪などの隣接自治体からもこられるということで、初診を申し込んでも予約がいっぱいで、当初初診は半年待ちなどという状況が続いており、わが党議員団も改善を求めてきたところです。

一方で再診患者もどんどん増え続け、初診もあわせての外来患者数は、2010年度が9,548人、2012年度は10,730人と1割以上増加し、またセラピーや心理検査の実施も(2010年度は6,704人が)2012年度には8,201人と、2割以上増え続けています。

現在、初診の待機状況は2～3カ月と改善されたということですが、当初の初診にかかる時間を2時間から1時間半に短縮し、また再診も1時間かけていたものを20分から30分に短縮せざるを得なくなっています。初診だけではなくその後のフォローこそ、センターの役割の中で大きなものですが、保護者からはもっと時間をかけてほしいという苦情も寄せられています。早期に正確な診断と対応が求められるこうした場所で、診察時間を削らざるをえない状況は、早急に改善されなければなりません。また、訓練や診察の場所も増え続ける患者に対応したものになっていません。

早急に医師をはじめとする人材を確保し、不足している訓練室や診察室も整備する必要があるのではありませんか。

また京都中北部では、こうした診断と療育の場が圧倒的に不足しています。発達障害は早期の診断と適切な支援により、就学後の学習や社会性など、さまざまな面での発達の困難を解消することが可能であり、どの地域にいる子ども達にも早期の療育の場を保障する必要があります。舞鶴子ども療育センターや花ノ木医療センターがそうした役割を發揮できるよう、十分な支援が必要と考えますがいかがですか。

府立洛南寮

200名もの要援護者に対し、あまりにも手薄な職員体制の拡充を

社会福祉施設で指定管理者制度をとるべきではない

【山内】次に府立洛南寮についてです。洛南寮は、65歳以上の方で自宅で養護を受けることが困難な方が入所する養護老人ホームと、生活保護を受給されている方で一人で生活することが困難な方が入所する救護施設が併設され、それぞれ100名近い利用者が生活しておられます。養護老人ホームの入所者の平均年齢は81.6歳で半分以上の方が介護認定を受けておられ、認知症の方も13名、要介護度が3以上の方々が20名おられます。

また、救護施設入所者の平均年齢は65歳で、長い方では50年近くこの施設で暮らしておられる方もおられます。現在92名の入所者のうち71名の方は精神障害をおもちで、身体障害者手帳をお持ちの方も19名おら

れるとのことでした。府内には救護施設はこの洛南寮1箇所しかなく、京都市も含めて京都府全域から入所者が集まっています。

ところが職員体制はぎりぎり、夜間午後7時前から翌朝午前6時45分までは、養護老人ホームでは1人、救護施設では2人の介護職員しかいらっしゃいません。救護施設では入所者は介護保険の適用除外となっているため、すべての介護を施設職員が担っています。

在宅生活が困難な方々が、施設で生活する中で高齢化し、私どもが施設を見学したときにも、車椅子を利用している方も多く見かけました。火事などが起こったとき、避難誘導しなければならない、あるいは介助しなければならない人が多い施設で、夜間の体制が100人に1人、あるいは2人というのはあまりにも手薄ではありませんか。

福祉の現場でこれだけ深刻な事態になっているのですから、本府の責任で、施設と協力し職員を増やし体制を強化する必要があるのではありませんか。

また、そもそも、洛南寮などの福祉施設を指定管理者制度に移行すること自体が問題です。2003年の法改正により、指定管理者とされた福祉施設において、競争原理が持ち込まれ、全国的にも人件費が大きく下げられ、短期の非正規労働者が増えるなど、専門的な蓄積が必要な現場で福祉サービスの質が後退する事態がおこっているのです。洛南寮でもわずか2年間に常勤職員が6名、非常勤職員が5名、11名も職員が減少し、現場の職員の熱意と努力をもってしても、限界です。競争にまっくらなまじまないこうした福祉分野において指定管理者制度をとるべきではないと考えますがいかがですか。まずお答えください。

【知事】 子ども発達支援センターについては、南部地域における発達障害児支援の拠点として、私どもは整備してきました。非常に良いものができたということで、そうなりますと、今ご指摘がありましたように、京都だけでなく、近隣府県からも、みなさん来られる。場合によっては住所を移される。そういう形で、大変大勢の方がここに集中をされたということで、この5年間で月あたりの外来患者数が150名以上増加をするというような状況になってきて、今いわれましたように、初診になかなか時間がかかってしまうということがありましたので、本年6月から当初予算をお願いしておりました小児科医を1名増員して、これで初診待ちの期間が1カ月程度短縮されたのですが、それでもまだ2カ月となっております。そのためにさらに、年度内に診察室を増設いたしまして、4名の医師による同時診察を可能とする体制を整備し、初診待ち時間の更なる短縮ですとか、再診患者へのより丁寧な対応をめざしていきたいと思っております。

また、今議会におきましても保護者の方が安心してじっくり相談できる環境を整備するための必要な予算をお願いしております、子ども発達支援センターの診療体制のいっそうの強化を図っていきたいと考えているところです。

また、舞鶴子ども療育センターや花ノ木医療福祉センターについては、こちらは中北部地域における発達障害児支援の拠点施設として位置付け、これまでから発達障害児支援に関する診療と療育における中核的な役割を担っていただいているところであります。

舞鶴子ども療育センターについては、地域医療再生基金を活用し、診察室の増設を初めとし、新たにショートステイ用の個室を整備するなど、子ども発達支援センターとなると、ある面ではそれ以上の上回る機能を踏まえた施設として、平成28年4月の完成をめざして現在整備を進めているところです。

また、花ノ木医療福祉センターについては、今年度当初予算でプレイルーム等を増設し、発達障害児の療育や地域の保健所への訪問支援を強化することとしており、年度内の完成をめざしているところです。

今後とも地域における発達障害児支援の拠点整備を進めるとともに、市町村や関係機関と連携して、発達障害児のみなさんの早期の発見、早期療育に向けた取り組みができるように、さらに努力をしていきたいと考えているところです。

【健康福祉部長】 府立洛南寮についてですが、入所者の生活支援等を行なう職員は養護老人ホームでは常勤換算で16.9人が、また、救護施設では22.7人が配置されており、いずれの施設も施設基準を上回る職員を配置し、手厚いケアを提供しているところであります。

また、夜間対応については、養護老人ホームには施設基準に基づき1名の職員を、また、救護施設にはとく

に施設基準が設けられていませんが、男性・女性それぞれの入所者に対応できるよう2名の職員を、このほか、宿直職員として1名を配置し、計4名体制で夜間の巡回や危機管理等を行なっております。さらに、入所者等の体調変化など緊急時に対しては、この4名の職員が連携し、適切に対応しているところであります。

また、洛南寮など府立の社会福祉施設については、指定管理者制度を活用しておりますが、公募で事業者を選定するのではなく、人的資産や経験・ノウハウに加え、これまでの施設の管理運営の実績も考慮し、引き続き社会福祉法人京都府社会福祉事業団に管理をお願いしているところであり、今後とも適切な管理運営に努めていきたいと考えております。

【山内・指摘・要望】指定管理者制度が導入されて7年になりますが、やはり福祉の分野で指定管理に移行した後、何が起きているのかということの総括と検証を行う必要があるのではないかと思います。

子ども発達支援センターについては、京田辺の子ども発達支援センターを充実すること、舞鶴子ども療育センターは移転するということですが、施設の建設や人員の配置などは、現場の意見をしっかりと聞いて、万全の体制で臨んでいただきたいと思っております。

花ノ木医療センターも待機状況を聞きますと、就学前で半年、就学後では1年以上待たなければ診察を受けられない状況にあります。ここは民間が経営していますが、足腰が弱く本当に大変だというお話も伺いました。しっかりと実態を把握して、京都府内どこに住んでいても安心して相談できる、安心して子育てできる環境の整備を求めておきたいと思っております。

それから、洛南寮の問題ですけど、基準を上回っているとか、手厚いとかというようなご答弁でしたが、はたして約200人近い要援護者を夜間に介護職員3名、宿直職員1名で、本当にこれで大丈夫なのかと、火事が起こったときにどうするのかということをしつかり検証しなければならないと思うのですね。単に基準にあっているかどうかだけで考えるのではなく、実態をつかんで対応していただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

高学費と日本学生支援機構の奨学金問題

無利子枠の大幅な拡大、利息と延滞金の廃止を国に求めよ

【山内】次に、高学費と日本学生支援機構の奨学金問題についてです。

学費の高騰はすさまじく、1969年の初年度納入金は国立で16,000円、私立で221,000円程度でしたが、2010年では国立で817,800円、私立で120万から150万と、国立で51倍、私立では5倍から7倍にも高騰しており、物価は3倍ほどの高騰ですから突出しています。

一方で、世帯年収は1998年の544万円をピークに下がり続け、2009年には438万円となっており、全大学生の中での奨学金受給者の割合は2010年には5割を突破しました。大学を卒業すると同時に500万円から1,000万円の奨学金という名前の借金を背負って社会に出るのですが、現在の若者の雇用の状況は厳しく、大卒の就職率は約80%。しかも卒業して最初の仕事について人のうち4割がパートやアルバイトです。こうした中で、奨学金の返済問題は社会問題となっているのです。

そこで伺います。ひとつは利息と延滞金の問題です。奨学金を500万円借り、利息が80万円、総額580万円の奨学金の返済を始めている若者は正規の仕事に就いていますが、手取りが15万円の家賃、水光熱費など、固定経費で毎月9万円が必要です。奨学金24,000円を返済すれば手元にはわずかしこ残らず、病院に通わなくてはなりません治療を中断しています。

1984年の法改正で旧育英会奨学金に有利子枠が創設されました。付帯決議には「有利子貸与制度はその補完装置として財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」とありますが、政府はその後、大学の学費を引き上げる一方で、無利子枠は拡大せず有利子枠を10年間で10倍に拡大しました。

その結果、現在奨学金を利用している134万人のうち、無利子奨学金を利用している人は3割にも満たないのです。文部科学省は無利子枠を56,000人分拡大するための予算要求を行いました。不十分です。しかも、延滞金まで発生するのは本来の奨学金の目的とかけ離れています。せめて、利息と延滞金は廃止するよう、国に求めるべきではありませんか。

失業・病気などの滞納者の返還猶予の撤廃、免除制度の改善を

高等教育の漸進的無償化、給付制奨学金の創設を国に求めよ

【山内】 2つ目は、返還猶予と免除制度についてです。

「失業中です。返還猶予を繰り返してきましたが、年数を使い切ってもう猶予ができないといわれました。連帯保証人である父のところに請求が来ています。おじも保証人になっており、迷惑をかけたくありません」。

「障害1級で働けません。免除の申請をしましたが認められませんでした」。今年4月に発足した奨学金問題対策全国会議には、こうした深刻な声が寄せられています。1998年までは無利子奨学金に採用された場合、教員になれば返還の免除の制度がありましたが、廃止されました。大学の研究職についても、2004年に免除制度が廃止されました。

現在、奨学金の滞納者は33万人をこえていますが、そのうち年収200万円未満が63%をこえており、83%以上が年収300万円未満です。支援機構の調査によると、滞納が始まった理由は75%以上が収入の減少で、滞納が継続している理由は、低所得と失業、本人や家族の病気療養などが理由に挙げられています。

ある若者は、「借りるときに、返済が滞ればブラックリストにのることについて同意させられた。だから、どんなにしんどくても返済しなければならぬと思っている」と話してくれましたが、多くの若者が返済したくてもできない状況に追い込まれているのです。返還方法については利用者の負担の少ないものにする必要があります。返還猶予の期限をなくすことや滞納があっても免除制度を使えるようにするなど、改善が必要です。ぜひ、国に要望していただきたいと思いますがいかがですか、お答えください。

そもそも、OECD加盟国の中で、大学まで授業料が無償なのは16カ国です。残る17か国中16カ国は給付制の奨学金がありますが、授業料が有償で給付制の奨学金がないのは日本だけです。社会全体で学びを支えようたいながら、世界から見ると日本の高学費と奨学金の状況は最も遅れた状況です。

日本は、国連人権委員会の「高等教育無償化条項」を留保していた世界でただ二つの国でしたが、昨年9月にやっと留保を撤回しました。高等教育の漸進的無償化を速やかに行うべきです。国に対して、学費の引き下げと給付制奨学金の創設を強く求めるべきと考えますがいかがですか。

高校生の修学保障

無償化制度の所得制限導入、債権回収会社への業務委託をやめ、利用者の立場に立った相談窓口、返済猶予基準などの改善を

【山内】 次に、高校生の修学保障についてです。

高校教育の無償化から、すでに4年経過しました。無償化により、経済的な理由での高校中退者は全国的にも減少し、高校進学率が97%をこえる中、無償化は大きな役割を果たしているのです。ところが先月、自民・公明両党が、高等学校の無償化について所得制限を導入し、世帯年収910万円を越える世帯から授業料を徴収することで合意しました。対象となるのは高校生のいる世帯の22%となる見通しです。このことは「社会全体で学びを支える」という教育無償化の理念に真っ向から逆らうものであり、昨年9月の留保撤回の国際公約にも反するものです。

本府は平成26年度の導入を見合わせるよう、国に求めています。そもそも所得制限は導入すべきではありません。国に対して、所得制限の導入をやめるよう強く求めるべきと考えますがいかがですか。

また、本府の高校生への修学支援の大きな部分を占めるのが修学資金の貸付制度です。入学支度金とあわせると、公立で総額698,000円、私立で1,330,000円が貸与され、20年以内に返済するというものです。公立高校の授業料が不徴収になったとはいえ、クラブ活動や制服、通学費の負担など、いまだに多くの保護者負担が存在し、本府の修学資金もここ数年、5,000件をこえる利用が続いています。

しかし先に述べたように、現在の若者をめぐる状況は大変厳しく、返済できない人たちが増えています。

本府では滞納者に対して督促をしたあと、未納であれば、昨年度から債権回収会社へリストを送って回収業

務を委託しています。しかし、修学資金は「教育の機会均等と、社会に寄与する人材の育成に資すること」と、条例に目的が示されているように、単なる融資制度ではありません。生活実態を把握して、返還免除や猶予の制度が利用できるよう丁寧に対応するのが自治体の本来の仕事ではないでしょうか。

債権回収会社への委託をやめ、府民と利用者の立場に立った奨学金返済の相談窓口を設置するよう求めますが、いかがですか。

また、猶予の基準も低すぎます。単身の場合は給与総額が160万円以下、既婚者の場合は夫婦の給与を合算した場合に220万円以下となっていますが、せめて学生支援機構と同様に300万円を基準とすべきではありませんか。

さらに、返還免除については条例がありながら、これまで1件も免除を行ってこられませんでした。私も何回か議会で取り上げましたが、本人が死亡したり重度障害になった場合に、連帯保証人である保護者に請求が行き、保証人に保障能力がなければ相続人まで取り立てるといような対応はすべきではありません。免除事由に該当すれば、積極的に免除すべきと考えますが、いかがですか。以上、お答えください。

【政策企画部長】 日本学生支援機構の奨学金についてですが、大学教育に係る奨学金事業については、国において検討されるべきものとされております。文部科学省の学生への経済的支援の在り方に関する検討会において、今後の奨学金事業等の方向性が検討されてきております。国においてはこれを踏まえ、平成26年度の概算要求において、無利子奨学金貸与人員の7万人という大幅な増、返還期限猶予の制限年数の延長、延滞金負荷率の10%から5%への引き下げ、国立大学、私立学校の授業料減免等の充実などがすでに反映された状況となっております。また、引き続き給付的な支援についても検討されることとされております。

優秀な人材の育成は、国の持続的成長にとって意義があると考えられることから、意欲と能力のある学生が学業に専念できる環境づくりの必要について、国に伝えていきたいと存じます。

【教育長】 高校の授業料無償制度についてですが、現在の厳しい経済情勢の中、所得制限の導入については、国民の理解を得ながら慎重な検討をしていただくよう、国に対して全国教育長協議会を通じて強く求めているところでございます。

高等学校等就学資金については、返還業務のうち3000名を超える未納者への文書や電話による催告事務を民間業者に委託しておりますが、経済的に厳しい方々には職員が直接責任を持って相談に応じており、例えば、返済しやすいよう返済期間を長くして月々の返還額を少なくするなどきめ細かな対応をしているところでございます。

返還猶予の基準については、就職してもなお経済的に厳しい方々まで対象を拡大したところでありまして、他府県と比較しても低い状況にはないと考えております。また、返還免除については、適切な運用をおこなっているものでありますが、いずれにしても、免除や猶予については、個々のケースの状況をお聞きする中で、丁寧な対応に努めているところであります。

今後とも高校生の修学保障の実現のため、各種制度の活用について、十分周知に努めるとともに、適切な相談対応が行なえるよう、取り組んでまいります。

【山内・再質問・指摘要望】 最初に2点、指摘・要望させていただきます。

まず、高校の授業料の徴収問題についてですが、兵庫県の教育委員会は「高校授業料無償化制度の意義は保護者の経済的負担の軽減と教育の機会均等に寄与している」ことを理由にして、所得制限を導入することにきっぱりと反対の意思を示しておられます。本府の高校生の修学支援に真摯に取り組むのであれば、国に対して、しっかりとものを言うべきであると指摘しておきます。

大学の奨学金の問題ですが、「国のやるべきことだ」と冷たくご答弁されましたが、全国の23の府県で独自の奨学金を作って、県民・府民の大学進学を支援しているのです。そういう点では、本来京都府として、大学進学の奨学金を作るべきだと考えますが、まずは、大学の修学支援の窓口を作って、奨学金等の相談にのれるようにしていただきたいと要望しておきます。

それから、1点再質問させていただきます。

修学資金の問題ですが、以前も私がこの問題を取りあげましたが、親切、丁寧に対応するというようなご答

弁でした。その後、債権回収会社に回収業務を委託したのです。なぜ、債権回収会社に委託して、親切丁寧に対応できるのか。ぜひこれは、以前と比べて高校卒業者の進路の状況なども一層深刻になっているのですから、回収業務を委託するのをやめて、本来の教育行政としての役割を果たすべきではないかと思います。再答弁を求めます。

【教育長】現在の（高等学校等就学資金）制度としては、基本的に返済をしていただくものとなっている一方で、先ほどもお答えしました通り、職員が丁寧な対応をすることで、返済方法を柔軟に変更していくなどの対応をしているところであります。

今後も授業料無償制度を初め、修学支援制度の在り方については、広く府民のみなさまの声を聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

【山内・指摘・要望】府教育委員会が回収業務を委託している日立キャピタル債権回収会社は、学生支援機構の回収業務も担っているところですが、昔はサラ金の取立てをしていたところですが。こうした金融ビジネスに、本府の修学資金の回収業務を委託するのではなく、猶予や免除制度を積極的に広報し、本府の高校を卒業した若者の未来を支援する役割こそ果たすべきであると、このことを強く指摘をして、次の質問に移ります。

キリンビール京都工場の跡地開発

地域住民の声を聞き、無秩序な開発計画の見直しを。府の責任は免れない

【山内】最後に、地元のキリンビール京都工場の跡地開発について質問します。

キリンビール京都工場跡地はキリンビール京都工場が撤退をしたあとに、京都府と京都市が「都市再生緊急整備地域」の指定を申請し2002年10月4日、国の都市再生本部が指定を行ったものです。

そもそも都市再生特別措置法に基づく都市再生は、都市計画にかかわる規制をすべて適用除外とし、民間事業者が自由に事業計画を立案できる都市計画制度で、(都市再生事業に参加する)ゼネコン、民間企業の利益を保障するためのもので、住民参加のまちづくりとはほど遠いものです。我が党は、当初からこの法案に反対してきました。

2003年の9月議会で、私もこの問題について質問しましたが、当時の部長は「22ヘクタールという広大な跡地が無秩序に開発されることになれば、地域に大きなダメージを与えるというおそれがあった」こと、だから「キリンビール社に対して跡地の一体的な活用を要請し、地域の発展に資する新市街地の形成に向けて、都市再生緊急整備地域指定の申し出を行った」と議会で答弁されましたが、現在進んでいる事態は住民不在、大企業さえ儲かればよい無秩序な開発が進行しているのです。

すでに、府下で最大規模となるイオンモールの出店については成宮議員が代表質問で取り上げたとおりでありますが、イオンの出店だけではなく、JR桂川駅の西側に長谷工コーポレーションが15階建て高さ45メートル、440戸の高層マンションを建設する計画も明らかになっています。駐車場も324台分あるとのことですが、3階建ての自走式駐車場が隣のマンションの敷地境界につくられ、これまでの景観もまったく損なわれてしまいます。

しかも、これだけ大規模なマンション建設にもかかわらず、進入路は久世北茶屋線の地下トンネル上の一方通行の側道しかありません。

「火事など災害が起こったときにどのように避難するのか」、「急激な人口の増加と巨大なイオンの出店で車の交通量がどのように増加するのか」、「子どもの人数が増えても地域の小学校はもうすでに飽和状態でどうするのか」、などなど地域住民の皆さんからの不安の声はあとを絶ちません。

成宮議員の質問に知事は、都市再生緊急整備地域の指定については、「京都市と向日市がプランニングをして指定にいたった」とお答えになっていますが、当時京都府は議会の答弁でも明らかのように、京都府として明確な意思を示して指定の申請を行ったのです。責任は免れません。京都市と向日市に責任をおしつけるような態度は、まったく許せないものです。

そこで伺います。知事はこれが秩序ある開発だと思われるのですか、お答えください。

また、地域指定を行った本府の責任で、イオンや長谷工コーポレーションなどに開発計画を見直し、地域住

民の声を聞くよう強く求めるべきと考えますがいかがですか。お答えください。

以上で、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【政策企画部長】 キリンビール京都工場の跡地開発についてですが、約 22 ヘクタールもの土地が無秩序に開発されることのないよう、地域住民の利便性や将来のまちづくりのあり方など総合的に勘案し、地元の京都市と向日市が指定を行なう、また、これを内閣総理大臣を長とする都市再生本部が指定したものであります。京都府としては、広域的な調整を図る観点から、助言を行なう立場にあります。これまでから、事業者と両市など関係者の調整の場の設定などを行なってきたところであり、交通量の増加や避難経路の確保等についても地元や両市、警察や道路管理者といった関係機関と調整を図るよう要望してきております。

この件は両市にとっても、また広域的にも大きな影響を与えるプロジェクトとなりますので、例えば、イオンモールについて、市町や商店街を初め地元の声をくみ、地域貢献策実施計画書を提出させるなど、地元二市一町と共同して取り組んで行けることなど、今後とも地元、府議会のご意見を十分お聞きする中で、地域に対する配慮や貢献について、地元と一緒に、事業者に対し徹底的に求めるなど、府としても適正に対応していきたいと存じます。

9月定例会 一般質問

みつなが敦彦（日本共産党・京都市左京区）

2013年9月26日

【光永】 日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

地域包括ケアと高齢者の住まいの保障について

【光永】 まず、地域包括ケアと高齢者の住まいの保障についてです。

2011年4月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」、いわゆる高齢者住まい法の改正案が可決しました。これは、高齢者専用賃貸住宅や老人福祉法で規定する有料老人ホーム等を「サービス付き高齢者向け住宅」として統合するものです。現在京都府内全体で約1600戸、うち京都市内が1300戸、現在建設中のもも含めると48件1865戸となっており、その多くを株式会社が運営しています。

急増する「サービス付き高齢者向け住宅」。府として実態把握と基準の検討を

【光永】 介護施設の施設整備が進まない中で、政府は施設から在宅へと医療や介護にかかる費用を抑制するため「地域包括ケア」をすすめています。一方、国土交通省住宅局が示した資料によると、「要介護度の低い高齢者も、特別養護老人ホーム申込者となっている」と問題視し、「リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図る」ため、「特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく」、「急増する高齢者向けの安心で自立可能な住まいを確保」と示されています。まさに、給付費の抑制、高齢者を一箇所に集めることによる効率化、さらに新たな市場開拓の思惑が一致する形で、成長戦略として10年間で60万戸という大きな目標を掲げ国土交通省主導で「サービス付き高齢者向け住宅」の建設が進められているのです。

入居者は要介護認定を受けた高齢者であるにもかかわらず、介護保険施設でないために、ブラック企業で問題となっている「ワタミ」をはじめ、民間事業者、住宅メーカーなどが新たな儲け口として次々参入しています。しかも、「ケア付」「サービス付」などと謳われているものの、実際は昼間に1～2度程度の安否確認や生活相談サービスが行われている程度です。

入居すると家賃、管理費、さらに食費などを加えると安くても15万～20万円を超える費用がかかる上に介護保険を利用するとさらに利用者負担が必要です。しかも介護度が重くなり、また介護サービスが足りないなど生活を続けられない場合は、退去しなくてはなりません。

私はいくつかの施設や利用者の家族の方からお話を伺いましたが、夜中は誰も人がいない場合や、無資格のアルバイトの方が一人おられるなどの場合も多くなっています。施設によっては、介護保険施設の併設や社会福祉法人などが運営している場合もありますが、「夜ベッドから落ちてしまい、そのまま朝まで気づかれなかつ

た」「部屋や建物から出てしまう方もいる」など、昼間は見守りと介護サービスの連携でなんとか過ごされていても、夜の見守りや夜中の介護保険の資源がきわめて不十分となっており、人権としての住居保障という観点から、その対策が求められていると考えます。

第6次京都府高齢者健康福祉計画には、高齢者の住まいの整備促進として住居の重要性が位置づけられており、今後の施策として「サービス付き高齢者向け住宅」が第一に述べられているにもかかわらず、また、「京都市域地域包括ケア」として日常生活圏域で24時間365日安心して住み続けられることを目指すといいつながりながら、建設交通部を窓口として、登録段階で基準を満たしているかどうかの判断のみになっています。

そこで伺います。「サービス付き高齢者向け住宅」の実態について、京都市とも連携して把握し、府民に公開していくことが必要と考えますがいかがですか。また、行政には指導監督責任があり、事業者は契約者に事前に説明する責任はあるものの、客観的な評価がないのが実態です。そのため、第三者による評価制度の導入など施設とサービス両面での評価とともに、入居に関する相談等は施設とケアマネージャー等に任されているため、健康福祉部サイドでも相談窓口を開き、評価した情報等を府民に公開・還元できる体制をとるべきと考えますがいかがですか。また現在、全国11の都府県で、サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に独自基準を設けていますが本府にはありません。東京や大阪、岡山、広島には緊急通報システムの設置義務、中にはトイレ、お風呂などへの設置を義務づけている県もあります。さらに見守りだけでなく、緊急通報対応を受ける体制を取るよう義務付けている県もあります。地域ケアという観点からも京都市として一定の基準を検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

地域包括ケア総合交付金の活用は、地域の実態と要望に応える形で行え

介護保険から要支援者に対する予防給付を外さないよう国に求めよ

【光永】さて、こうした居住系施設が推進されていくのは、介護保険施設の整備が不十分で、なおかつ在宅支援制度が実態に追いついていないためです。これまで私は地域包括ケアについて、何度も議会で取り上げてきましたが、現実には、高齢者が30分以内の地域で安心して住み続けられるとする謳い文句とは程遠いのです。その上、政府が計画している介護保険から軽度者を外し市町村事業などに押し付けるなどともありません。

私は府域の包括支援センターや保健センター等を訪問し、直接その取り組みについて伺ってきました。京都市域地域包括ケアの今年の重点は認知症、リハビリ、高齢者の看取りとされています。この重点施策にもとづき、地域包括ケア総合交付金が交付されています。この交付金は一昨年度から実施され今年度で3年目となります。今年度当初予算では、立ち上げ資金としてハード整備とソフト事業に限られている上に、予算のうち、府が推進しようとしている認知症、リハビリ、看取りなどの重点施策枠を設けているために、交付金といいつながりながら、例えば認知症家族の懇談会を実施しようとしたところ、「認知症の家族」と言われることへの抵抗感や、また認知症だけが大変でなく介護全体が大変であることなどから、誰も集まらなかった、などの事態も起こっています。しかも、3年目の交付金が来年も続けられるのかという不安が市町村や事業を実施している団体からも心配の声としてお聞きします。ましてや今回、介護保険から予防給付を外し、市町村事業に押し付けようとするなど、あまりにひどい計画が狙われているだけに、総合交付金を、その地域の実態と要望にふさわしく、交付金の自由度が高まるよう改善を求めるとともに、市町村と一体となって予防給付外しに断固反対するよう求めますがいかがですか。

【知事】地域包括ケアと高齢者住宅について、一昨年に創設されました「サービス付き高齢者向け住宅制度」。これは国の制度でありますけれども、高齢者が安心して生活できる住まいの確保を図るために安否確認や生活相談サービスの提供など一定の基準を満たす住宅を登録するものであります。京都市域は京都市が担当しておりますので、それを除く京都府内では現在入居されている「サービス付き高齢者向け住宅」は9棟248戸であります。京都府では既にこれら全ての住宅について現地に赴きサービス内容等を確認したところ、特にこうした基準に反して指導が必要となる案件はなかったところであります。また、京都市内に立地している「サービス付き高齢者向け住宅」については、これは京都市の所管ですが、今後とも京都市とも情報共有を図り「サービス付き高齢者向け住宅」の向上に取り組んでいきたいと考えております。このため、現在、地域包括ケア

に関するアクションプランにおいて京都市のメンバーに参画する中で「サービス付き高齢者向け住宅」について議論を進めているところでありまして、検討委員から今後ますます「サービス付き高齢者向け住宅」の需要が見込まれる中でサービスの質を確保していくことが重要等のご意見もいただいたところであり、今後府民のみなさまや関係団体のご意見も十分お聞きし、第三者評価制度の導入や相談窓口の設置、情報提供の充実方策等について検討を進めることとしています。

京都府独自の登録基準の設定について、これは京都府における独自基準というよりは、もしもその制度自身の基準に問題があれば、その改正を求めて行くというのが、まず先ではないかなと私は思っておりまして、そうした観点を考えれば評価がやっぱり大事になってくるというふうに思いますので、評価や情報提供をまず行ってまいりたいと考えているところです。

また、地域包括ケア交付金であります。これはやっぱり、京都府全体としての水準を考え、広域的団体としての役目を果たす観点から包括ケアを迫るための、これは独自制度でありますので、地域のそれぞれの介護を充実させるための、それぞれの市町村の一般財源ではないので、そこはご理解をいただきたいと思っております。特に今年度からは、認知症や在宅療養を推進する市町村に積極的に支援するため重点枠を設けたところでありましてけれども、その重点枠も大変自由度が高い制度としております。今後ともこの総合交付金を通じて市町村の取り組みを一層支えていける広域団体としての役割を果たしていきたいと思っております。

また、予防給付の見直しについては、現在、国において市町村事業への移行等が議論されておりますけれども、京都府としてはこれまでから、予防給付は重度化の防止や自立支援の観点からも効果的で必要なサービスであり、見直しにあたってはこうした制度の果たしている役割を十分に検証したうえで判断されるよう国に強く要望しているところであります。

【光永・再質問】「サービス付き高齢者向け住宅」については、今後具体的な検討が始まっていくという話だったと思うが、これはそもそも、最初に述べたように、国土交通省主導でかなりの補助金が出て、建物が建っているという現実があるわけです。そういう意味では、ハード整備についても一定の基準があるけれども、どんどん建っていく中であって、その一定の基準以上のサービスをどう担保していくかということは、一つは、私は、他府県がやっているわけですから、少しそれは見習って京都府としても努力が必要ではないかと考えます。また、ソフト事業の部分ですが、例えば、いくつかの県では、建物を建てる時に、入居者は介護保険を利用されるわけですが、建物は介護保険施設ではないから、市町村の同意がなく、どんどん建っていくということが起こっており、建った後でそこを利用されている方は介護が利用できるか出来ないかという話になっていくので、そういう意味では市町村の介護保険の事業計画に盛り込もうとしても、知らないところで建物が建つということに対して、それは事前に市町村の同意を得てから京都府に申請してもらうというような制度を持っている県も中にはあるわけです。そういう意味では、ソフト事業にしても、ハード事業にしても一定の質の担保が、京都府として独自にやる必要があると思っているが、私はこの制度で「サービス付き高齢者向け住宅」どんどん造れということではありませんので、質を担保することによって一定の歯止めをかけるということも大事ではないかと思えます。その辺の考えについてもう一度お聞かせ下さい。

もう一点、地域包括ケアについては、交付金のことは、今は、京都府から市町村に交付金が行って、そこから委託されて市町村が事業を実施されているが、3年経って今後どうしていくのかということになった時に、重点枠が決められていって、全体のパイの中で重点枠が決められると、自由度の高いところの量が少なくなる。そうすると、京都府が看取り等で重点としているものについて、どうしても政策誘導されていく。結果としてそういうことが起こっているわけです。なおかつ、現場際には、市町村と事業者さんとの関係では、これは京都府の交付金ですから、その先どうなるかは分かりません。まして、市町村として、立ち上げた後の運営等について制度はなかなかないです。そうすれば、先が見えない、しかし利用者がおられる。一旦立ち上げて転がりだしたら誰が責任をもつのかと。当然、こういうことになっていく可能性があるのです。そういう点では、今回、特別枠を設けたこと自身に対する検証を来年度実施にあたって、もう一度するべきではないかと思えます。いかかでしょうか。

【知事】この住宅について、これはニーズとサービスの関係になっていて、この中できちっとした契約関係が行われることが大前提だと思うのです。その面からすると、ニーズのある方がきちっとした住宅を選べる状況を整えるということが一番大切なのではないのでしょうか。その面から、評価と相談窓口の設置、情報提供をまず行っていき、その中で問題があった時に更に次の段階に進んでいく。サービスの質を確保していくというのが一定のやり方ではないかと思っています。

それから、地域包括ケア総合交付金というのは、本来は地域包括ケアについての介護という仕組みについては、市町村ごとに財源が担保されているわけです。それが足りないという問題は確かにあると思いますが、そこにおいて、もしも必要であればその財源を増やしていくという方向がふさわしいのであって、広域団体としての都道府県としては、更に京都府全体として広域調整をしていく、全体の水準を高めるためにある面では政策誘導としての交付金をつくっているわけでありますので、それが政策誘導でないとするならば、それは財源を移譲するべき問題になってしまうので、そこは、私は、交付金の質としては理解が違うと思います。ただ、検証が必要であるということは、その通りだと思っています。

【光永・指摘】「サービス付き高齢者向け住宅」については、これは出来てしまってからいろんな問題が起こって、そこから新しい基準を考えるというのは、利用者さんが現に入っておられるので問題です。新しい課題であればこそ、他府県でも一定の基準をもって努力されているのだから、それに少しは見習い、取り入れていくということは、京都市と協力して、ぜひ、やっていただきたいと思っています。

地域包括ケアの総合交付金については、今の話だと来年度以降もずっと続けるというふうに、私は受け止めましたので、その点は当然だと考えます。しかし、その運用については検証をしっかりとさせていただいて、重点枠が設けられた結果、全体のパイが、自由度の高いパイが減っているという現実もあり、使っておられるところは本当にお困りなのです。そこはよくつかんだ検証を求めておきます。

医師確保へ、国に臨床研修医削減案の見直しを求めよ

府域に医師派遣や医師供給ができるよう府立医大の定数をさらに増やせ

【光永】次に、医師臨床研修制度についてです。

私は本議会で 2004 年から実施された新人医師に 2 年間の研修期間を必修化した、スーパーローテーション方式に対する対応と、その後オール京都で医師不足対策を求めてきました。

スーパーローテーション方式の導入により、都市部の有名病院や医師に研修医が集中するという傾向がある一方で、医師養成を担ってきた大学病院に残る人数が減るなどの状況が広がる中、2009 年度以降、制度の一部を見直すこととなりました。しかしその内容は、年間の新入院患者数 3000 人以下の病院を臨床研修指定病院から外すことや、都道府県ごと、病院ごとに研修医の受け入れ上限を設定し、全体の募集定員を削減するものです。また必修科を内科、救急、地域医療の 3 科目に絞り、2 年目以降は専門の診療科などでの研修を可能としました。

この制度改正に対し、厚生労働省に 1241 件ものパブリックコメントが寄せられ、反対意見が大多数を占めました。このため「基準を満たさない病院でも受け入れ実績があれば指定を継続する」「募集定員を各都道府県の受け入れ実績から 10%以上削減しない」などの激変緩和措置をとりました。これにより現在、入院患者年間 3000 人以上などの指定基準をみたしておらず取り消しの対象とされた病院であっても継続して受け入れ医師養成をしておられます。もともとこの激変緩和措置は 2010 年度までとされていたものの、現場の実態や関係者の反対の声の中、継続されてきたものですが、今年 8 月に行われた厚生労働省医療審議会医師分科会臨床研修部会で激変緩和措置については、都道府県上限及び各病院のいずれも、予定どおり平成 26 年 3 月をもって廃止すべき方針が示されています。

仮にそれが実施されると、いったいどういうことが京都府に影響がでるのでしょうか。今年度の臨床研修マッチングでは、募集定員 282 名に対し 281 名となりました。ところが廃止されてしまうと、2015 年度には最小で 180 名を上限となってしまう、今年度に比べ実数で 92 名も減少してしまうこととなります。もともとスー

パーローテート方式が実施される前には京都府全体で411名であったマッチング数がここまで減少しているのです。さらに、臨床研修病院の指定基準の見直しが今年度内に検討されており、現在、府内にも存在する入院患者3000人未満に該当する病院は、今のところ個別に協議されているものの、どうなるか見えないままで、さらに基準次第で地域医療を支える病院に直接影響が出る可能性もあります。

本府は来年度の国への政策提言の中で、「臨床研修定員上限枠に、府立医科大学付属病院の臨床研修医の定員については、別枠として定員に加算措置を講じ」ることを求めています。これまで、府域全体に果たしてきた役割からして、また府北部や南部の医師不足の現実を踏まえると、府立医大付属病院の研修医枠が確保されることは、当然必要と考えます。しかし、都道府県の全体枠が削減されると、他の医療機関の医師確保に大きな影響を与え、さらなる府立医大付属病院からの医師派遣が必要となるなど、地域医療、府立医大付属病院の医師体制にも重大な影響がでることにもつながります。したがって問題は府立医大付属病院の研修定員の加算措置だけにとどまりません。京都大学も含め、医師派遣の実績もあるため、府域全体の削減そのものの見直しが必要と考えますが、いかがですか。

さて、今回の激変緩和措置の削減の根拠とされているのが、研修医の大都市中心に集中するという地域偏在とされています。しかし、問題の根本は医師不足にあり、その解決の展望が示されないままに、臨床研修制度をスーパーローテート方式にしたことが拍車をかけたのです。こうした中、世論と運動におされ、政府は医学部定数と医師養成数は増やしてきたものの、これ以上増やさない方向であり、しかも地域枠の削減すら検討されているのです。

このため、本府として今行うべきは、府域に医師派遣や医師供給ができるよう府立医大の定数をさらに増やすことではありませんか。その決意と進捗についてはいかがですか、お答えください。

左京区の高野に建設予定の巨大パチンコ店について

【光永】質問の最後に、私の地元、左京区の高野に建設予定の巨大パチンコ店についてです。

昨年、高野で営業を続けてきたホテルアバンシェル京都が閉鎖され、その跡地に巨大パチンコ店が建設される計画が突如地域住民に知らされて以降、自治会や団地管理組合、保育園をはじめ近隣の皆さんが高野パチンコ店建設反対住民連絡協議会を結成され、短期間のうちに12000筆を超える署名を添えて京都府知事および京都市長に建設を見送るよう要望書を提出されるなど、住民一丸となって運動が取り組まれてきました。この地域は、近くに病院、保育園や中学校、図書館や公園があり、小中学校への通学路ともなっている静かな住宅地となっています。大通りに面していないにもかかわらず、700台を超える駐車場が計画され、渋滞や安全上の不安、さらに深夜の営業による影響など懸念されます。パチンコ建設予定地の隣にはショッピングモールがありますが、その建設の際にも、住民が力合わせて、交通問題や周辺環境問題に粘り強く取り組むなど、地域あげたまちづくりによって落ち着いた環境が保たれてきた地域となっています。

こうした中、京都市議会では、全会一致で、住民の要望をよく聞いた対応を求める決議が採択され、昨年12月府議会には、公安委員会と京都府警に対し営業許可や交通指導について要望書が出され、また、2月議会には、風俗営業施設の立地対象の見直しを求める条例改正を求める請願が提出され、残念ながら否決されたものの、現在も京都市建築審査会への審査請求を、3000人を超える規模で申し出る準備を進めるなど、巨大パチンコ店建設をやめさせようとする運動は広がっています。同時に京都市の中高層条例に基づき業者との協議も行われているとお聞きしていますが、すでにホテルは取り壊されたもとの、建築確認申請を民間検査機構に提出すれば許可がおり建築に入ることができることを考えると、事態は緊迫していると考えます。

この間、京都府警は、風俗営業にかかる条例改正も含めた対応を木屋町の繁華街対策等で取り組まれてきた実績があります。そこで、パチンコは風俗営業として位置付けられている以上、本来請願にもあったように公園施設からの距離基準について、地域を限定するなども含め、対象施設とするよう検討を求めますが、いかがですか。また、少なくとも営業許可権者として公安委員会が審査を行うためには、景観や街づくり、住民との合意の観点も配慮するよう地域を指定することも含め事前協議を行うための事業者に対するガイドラインを設けるべきと考えますがいかがですか。ご所見を伺います。

【文化環境部長】 府立医科大学の学生定数についてであります。国において平成 19 年度から緊急医師確保対策として、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、地域医学として医学部定員の暫定的な増加が図られてきたところです。京都府におきましてはこの緊急医師確保対策により、府が指定する医療機関で卒業後、9年間以上の研修及び勤務をすることを条件とした地域枠を設けまして、府立医科大学の推薦入試として、この間入学定数の増加を行い、現在は 100 名の定数を 107 名としており、地域医療枠の学生は、1 回生から 6 回生まで 35 名が在学しているところです。来春にはいよいよ 1 期生が卒業することになっており、府の地域医療に貢献していただけるものと、大いに期待しているところであり、このような卒業生の地域への定着を推進しながら対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部長】 医師の臨床研修制度の見直しについてであります。現在国の医療審議会、臨床研修部会において、平成 27 年度から臨床研修医定数に関わる激変緩和措置を廃止する方向で検討が進められております。平成 16 年度に導入された臨床研修制度につきましては、この間研修医が都市部に集中するなど、地方の医師不足が顕在化する中、京都府におきましては府立医科大学、及び京都大学の全面的な協力の下、京都府内外に広く医師を派遣し、地域医療を支えてきたところです。今回、激変緩和措置が廃止されることになれば、両大学からのこれまで通りの医師派遣が困難となるなど、非常に大きな影響を受けることから、京都府と致しましては、制度見直しに当たっては、これまで両大学が担ってきた地域医療を支える役割を正しく評価することやまたこの 10 年間で府地域他大学に対し、約 840 億円に上る財政支援を行い、地域医療を支える医師の養成に努めてきたことがしっかりと反映される、具体的には医師派遣の加算ですとか、新たに医科大学の地域枠の加算、こういった制度がしっかりと反映されるような新たな臨床研修制度となるよう、国に強く求めているところです。今後とも地域医療を守る観点から、市町村や医療大学を始め医療関係団体などオール京都の体制で、若手医師の確保や地域偏在の解消に向け全力挙げて取り組んでまいります。

【警察本部長】 光永議員のご質問にお答えします。風俗営業の許可に関わる営業制限地域や保護対象施設の指定につきましては、風営法及び同法施行令において良好な風俗環境を保全するための必要最小限のものと規定されているところです。ご指摘の都市公園につきましては、府内各地に多数点在していることから、風営法対象施設と指定した場合、パチンコ営業のみならず、その他の風俗営業の許可等にも影響を与え、ともすれば営業の自由に対する過度の規制にもつながる可能性がございます。またこうした規制は政令及び府条例の基準に基づいて、京都府全体の良好な風俗環境を保全する見地から行われるものとされており、個別地域の事情によりその地域を指定することは妥当ではないと考えております。

次にガイドラインの制定についてです。風営法に関わる許可等の事務を進めるうえで、近隣住民の生活環境の保護に配慮すべきことは当然のことであり、これまで同様業者に対しては可能な限りの指導を行ってまいり所存であります。しかしながら風俗営業の許可にあたっては、法令に基づき人的基準、場所的基準、構造設備的基準の 3 つの要件について、厳格に審査をしているところであり、ご指摘の周辺住民の合意等につきましては、許可要件には該当しないところでありますので、事前協議を行うための事業者に対するガイドラインを設けることについては考えておりません。

なおパチンコ店の建設に関する景観やまちづくりに関しては、所管行政庁において対応されるものと承知しております。

【光永指摘・要望】

府立医科大学付属病院等の臨床医師研修制度の問題については、先ほど答弁がありましたように、地域枠を設けて、その方がようやく卒業されて、地域で活躍されていく道が開かれたということは非常に重要なことだと思うんですが、せっかくその地域枠を作ってもその方が卒業されても、今後養成の段階でその地域枠そのものが減らされていく可能性、検討が始まっていますので、そうなる大変なことになっていくので、全体枠そのものが減らないように、臨床の分についても養成についても、そこは両方しっかり求めて行くことを強く求めておきたいと思っております。そう考えると定数についても、この間緊急対策で地域枠を作って 107 まで増えてきま

したと、だけど 120 までキャパがいけるという答弁がかつてあったように思いますので、そう考えるとそこを増やしていくということは京都府の決断・決意で、府立医大ともよく協議を始めていかないと、全体として削減していくという流れに抗していったときに、これはだめですよという話だけではなくて、実際に京都府として養成数も増やして、そこを地域で支えていくんだという話、その道を開かないといけないという段階に来ていると私は思いますので、その点はぜひご努力をいただきたいと思います。

また、警察についてですが、かなり杓子定規の答弁で大変残念ですが、現行法の中においては、今の話しかないかもしれませんが、しかし法律ができてかなり時間がたって、全国的にいろんな景観の問題あるいは住民の合意の話と言うのは新しい段階に来ていますよね、それはご存知だと思います。そういう意味では現行法の範囲でどう対応するかを超えて、新たな段階で京都府としても、木屋町の条例を作ったりし、頑張ってきて来られたわけではないですか。そういう意味ではそういった取組をぜひ検討していただきたいとそのことを強く求めて私の質問を終わります。